

第3回 村上市歴史的風致維持向上協議会 議事録（概要）

会議名	第3回 村上市歴史的風致維持向上協議会
日時	平成31年2月10日（日）13：30～16：10
会場	村上市教育情報センター会議室A・B（2階）
出席者	<p>【委員】 西村委員、岡崎委員、山貝委員、益田委員、吉川委員、近藤委員、船山委員、松本委員、瀬賀委員、板垣茂樹委員、石川委員、竹内委員、桑原委員、祝委員、板垣敏幸委員 ※欠席 大場委員、大竹委員、川上委員、石井委員</p> <p>【オブザーバー】 ※欠席 国土交通省北陸地方整備局 田中都市調整官</p> <p>【事務局】 高橋市長 都市計画課：山田課長、大西課長補佐、浅野課長補佐、鈴木係長、田中主査、川内主査 生涯学習課：竹内係長</p>
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 市長挨拶 3. 委員紹介 4. 会長、副会長の選任 →会長は西村委員、副会長は岡崎委員に決定。 5. 会長挨拶 6. 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史まちづくり法制度と歴史的風致維持向上計画の概要について ※議事概要については、下記のとおり。 (2) 歴史まちづくりに関する取り組み状況について ※議事概要については、下記のとおり。 7. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歴史的風致維持向上計画の変更について →変更計画（原案）のとおり承認。 ※議事概要については、下記のとおり。 (2) 今後の歴史まちづくりに関する取り組みについて ※議事概要については、下記のとおり。 5. 閉会
議事概要	
<p>■報告(1)について</p> <p>●取り壊しの危機に瀕している歴史的建造物があり、この建造物の解体を抑止するため民間まちづくり団体が主体となり所有者と交渉を行っているが理解が得られない状況である。市として、これらの取り組みに支援や協力をすることはできないのか？（吉川委員）</p> <p>→市としても、取り壊しの危機に瀕している建造物については、各種団体と連携しながら保存に向けた取り組みに対し積極的に協力していきたい。また、歴史的風致形成建造物指定制度は、解体の危機に瀕している歴史的建造物を保存する制度であることから、毎年度、途切れることなく指定を行うことで、制度の周知を図りつつ、解体を予定している建造物の所有者等には、制度説明等を含め保存に向けた取り組みを実施するので情報提供をお願いしたい。（事務局）</p> <p>●歴史的風致維持向上計画は、期限が設けられた計画ではあるが、条件を満たせば2期計画に移行できることから、長いスパンでまちづくりを進めるためのアクションプラン（実施計画）である。（西村会長）</p> <p>■報告(2)について</p> <p>●観光バス用の駐車場が少ないことから、個人事業主自らが観光バス用の駐車場を提供しつつ、併せて観光客</p>	

用のトイレも開放している状況であるが、年間約 600 台のバスが利用しており許容を超えている。市として観光バス用の駐車場及び観光客用トイレの整備をお願いしたい。(益田委員)

→事務局に対し、今後の整備について検討をお願いする。(西村会長)

●歴史的建造物の保存や歴史的な町並み景観の保全等、歴史まちづくりを進めていく上で、「伝統的建造物群保存地区」の指定も検討すべきであると思うが、そのことについてどのように考えているのか。(吉川委員)

→議事(2)の今後の歴史まちづくりの取り組みにおいて説明を予定しているが、現在、地区指定に向けた検討を庁内において実施している状況である。(事務局)

●数多くの事業の取り組み状況の報告を受けたが、これらの事業は、計画の策定に併せて新規に創設された事業だけでなく、歴史的風致の維持向上に寄与する既に運用されていた事業についても、抽出していると解釈して良いのか。(西村会長)

→そのとおりである。(事務局)

→歴史的風致維持向上計画は、市で実施している歴史まちづくりに関する事業がまとめられた計画であり、今までに無い計画である。また、あらためて歴史まちづくりの方向性を提示した計画である。(西村会長)

●事業報告において、平林城跡に関する取り組みが報告されていたが、平林城跡は歴史的風致の範囲外に立地している施設であるが、なぜ計画書に記載をしているのか。(岡崎副会長)

→平林城跡は、歴史的風致の範囲外に立地しているが、歴史的風致維持向上計画では市全域における文化財の保存と活用についても明記をしている。文化財の保存、活用とともに、今後、歴史的風致となることを目指し、歴史的風致の概念に合致しない建造物や活動に関する事業についても掲載をしている。(事務局)

■議事(1)について

●歴史的風致形成建造物の指定候補 16 件のうち、九品仏 7 体が候補として挙げられている。東北芸術工科大学の調査によると全ての九品仏の劣化が激しい状況である。九品仏は 9 体揃ってこそ価値があるものであることから、残りの 2 体についても候補とならないのか。(吉川委員)

→歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、歴史的風致維持向上計画の重点区域内に立地していることが条件となっている。指定候補としていない 2 体は、現行計画の重点区域外に立地していることから指定候補としていない。今後、指定を視野に入れるのであれば、重点区域の拡大等の検討が必要になるが、現在の歴史的風致の範囲や理由と区域の整合を図る必要がある。九品仏については、今後、指定候補としていない 2 体を含め文化財指定を検討すべきであると考えている。(事務局)

→九品仏 9 体全てを、歴史的風致形成建造物に指定するためには、重点区域を拡大する必要がある。重点区域の設定には、歴史的風致の範囲内である等の定めがあるので、その定めに基づいて重点区域の拡大を行う必要があり、区域の拡大にはそれなりの理由が必要である。さらに、重点区域を拡大するためには、期間をかけて区域拡大の理由を整理し、協議会で審議し、認定を受ける必要がある。文化財に指定し保存するにしても、指定する理由の整理が必要である。いずれにせよ、時間がかかる取り組みとなる。(西村会長)

●九品仏(石仏)を歴史的風致形成建造物の指定候補にできるのであれば、十輪寺(大町)内の閻魔堂内に祀られた閻魔像についても、閻魔堂の戸を一年中開放しており、屋外からも容易に見ることができることから指定の検討をお願いしたい。(吉川委員)

→お堂の中に祀られた仏像であり、指定可能かどうか国に確認する。(事務局)

→市指定の文化財として打診はしていたが、現在はどのような状況になっているのか。(吉川委員)

→市の文化財保護審議会として視察などを行い、文化財として適当かどうか、検討している段階である。(板垣(敏)委員)

→歴史的風致維持向上計画は 10 年間という期限が設けられた計画であり、歴史的風致形成建造物に指定をし

ても永久的に保存されるものではない。文化財保護法など他の制度への移行も検討しながら取り組みを進める必要がある。(岡崎副会長)

■議事(2)について

●建造物の外観修景など町並み整備が進むと観光客の過剰な来訪(オーバーツーリズム)による利益重視の市外から資本流入(全国展開している土産物屋)など望まれない事象が起きてしまうことがあることから、店子の出店については留意する必要がある。(岡崎副会長)

→オーバーツーリズムと市外からの資本について、詳しく教えてほしい。(吉川委員)

→観光客で溢れると「村上」を見に来るのではなく、「観光地だから来た」という人も増えてくる。そうなるのと、その人達を満足するための店(村上とは関係のない店)が入ってくるようになることから、業種のコントロールは、今後見据える必要がある。(岡崎副会長)

●建造物の外観修景にあたって、統一に偏った整備を行うと、単に古く見えるだけの偽物になって、逆に違和感のある町並みになる場合がある。統一感のみでなく、各戸のデザインの個性とバランスを考慮しながら事業を進める必要がある。(岡崎副会長)

→統一感のある町並み整備の問題点を詳しく教えてほしい。(吉川委員)

→外観デザインが統一に偏ると不自然になって、外観修景の行われていない町並みの方が自然であり落ち着いて感じることもある。せっかく補助金を交付し整備した町並みが、補助金を交付していない町並みよりも違和感のある町並みになることは、本末転倒であると思う。(岡崎副会長)

●現行の歴史的風致維持向上計画の重点区域は、村上城下町の区域のみであるが、市内には重点区域の核と成り得る歴史的建造物が多数現存している。今後は、それらの建造物の重要文化財の指定や伝統的建造物群保存地区の指定などの取り組みを進め、他地域でも歴史まちづくりの推進を図る必要がある。(岡崎副会長)

●歴史まちづくりのメニューとして、歴史的風致維持向上計画の他、伝統的建造物保存地区制度、文化的景観制度がある。歴史的風致維持向上計画重点区域全てに伝統的建造物群保存地区を指定することは難しいと思うが、文化的景観制度と併用しながら長期的な展望を持ちながら、3制度の導入を目指してほしい。(岡崎副会長)

●歴史的建造物の保存にあたり、防災対策は必須である。火災に対策について、防火水槽や自衛消防団など住民が容易に使用可能な消火栓などの設置を早急に検討する必要がある。(岡崎副会長)

●歴史的建造物に影響を与える道路整備の見直しについて、説明があったが、都市計画道路の見直し状況について教えてほしい。(船山委員)

→中央商店街に計画決定されていた都市計画道路の一部区間については、平成29年7月に廃止されている。現在は、歴史的建造物が多く現存する肴町から安良町に計画決定された路線(肴町安良町線)の都市計画道路の機能等を含めた検証を行っており、都市計画決定権者である新潟県と近日中に協議する予定になっている。その他の路線については、今後、順次、見直しの検証を行う予定である。(事務局)

●議事(1)で審議した歴史的風致形成建造物指定候補の選定条件に「都市計画施設内に立地していないこと」が条件になっているが、なぜ、その条件を設定したのか。また、都市計画施設内に立地する建造物を現に歴史的風致形成建造物に指定をしているのか。(西村会長)

→都市計画施設内に立地する建造物についても指定をしている。また、「都市計画施設内に立地していないこと」を選定条件にした理由として、歴史的風致形成建造物に指定された建造物の外観の修理行為に対し、国費を活用した補助金を交付している。以前、国に確認した際には、都市計画施設内に立地する建造物への補助金交付は不可であると教示されたことから、補助金交付という建造物所有者のメリットがないため条件から除外した。しかしながら、先月、国のヒアリングで再確認したところ補助金交付後10年間、補助金交付

箇所が担保されれば補助金を導入しても良いと回答を得ていることから、来年度の選定条件には設定しない
予定である。(事務局)

→廃止予定の路線沿線に歴史的風致形成建造物が多数現存することは、都市計画道路の変更に向けた理由にも
成り得る。(西村会長)

■その他

●村上市歴史的風致維持向上計画概要版に誤りがあるので、訂正をお願いしたい。(岡崎副会長)

→訂正する。(事務局)

以上